

定 款

一般社団法人ひろしまセントラルパーク

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ひろしまセントラルパークと称し、英文では Hiroshima Central Park と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島市中区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、会員規程に定める広島市中央公園エリア（以降、本定款において「当エリア」という。）において、広島市中央公園エリアマネジメント協議会（広島市中央公園エリアにおいてエリア価値の向上を目的とする団体）等が共有する将来像の実現にむけた実務の推進を行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、以下に掲げる業務を行う。

- 一. 当エリア価値向上に関する総合調整
- 二. 広島市中央公園エリアマネジメント協議会で策定する計画やルールに基づく取組みの企画・実施
- 三. 広島市中央公園エリアマネジメント協議会の正会員及び特別会員の運営施設におけるイベントの企画・実施に係る連携の推進
- 四. 広島市中央公園エリアマネジメント協議会の正会員及び特別会員の運営施設の広報に係る連携の推進
- 五. 当エリアの計画やルールの立案等に関する行政等への提案
- 六. 当エリアの価値を向上する事業の企画立案及び、事業のプレーヤー支援
- 七. その他、エリアの価値向上及び広島市都心の価値向上に資する活動

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか理事会及び監事を置く。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第8条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)における社員とする。また当法人の会員は、第3条の目的に賛同する法人とする。

一. 正会員

当エリアのまちづくりに主体的に関わり、次の各号の一に該当する法人

イ. 旧広島市民球場跡地イベント広場の運営事業者(運営事業者とは、地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者として指定を受けたもの、または都市公園法第5条の5第1項に定める認定計画提出者として公募設置等計画の認定を受けたものを指し、以降本定款において同様とする。)を構成する法人

ロ. サッカースタジアムの運営事業者を構成する法人

ハ. 中央公園広場(サッカースタジアムを除く。)の運営事業者を構成する法人

ニ. 広島城の運営事業者を構成する法人

ホ. その他、当エリア内施設の運営事業者等(これらの者から施設の利用を許諾されているテナント等を除く。)を構成する法人

二. 賛助会員

上記各号に該当するもの以外の個人、法人又は団体

(入会)

第9条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の議決を経て、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第10条 第8条の正会員である運営事業者は、第14条に定める会員規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は資格を喪失する。

- 一. 第12条に基づき、任意退会したとき
- 二. 第13条に基づき、除名されたとき
- 三. 会員が第8条に定める要件を失ったとき
- 四. 会員である法人の役員または従業員に暴力団等反社会的組織に属する者がいることが発覚したとき
- 五. 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第12条 会員は、やむを得ない事由がある場合は、別途定める退会届を理事長に提出し、受理されたのちに退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一. 本定款、その他規程に定める会員としての義務に違反したとき
- 二. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三. その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員規程)

第14条 当法人の会員に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める会員規程による。

2. 第3条に定める当エリアの対象区域については、会員規程の中で定める。

第3章 社員総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- 一. 役員を選任及び解任
- 二. 役員報酬に関する規約
- 三. 定款の変更
- 四. 会員の除名
- 五. 解散及び残余財産の処分
- 六. 理事会において社員総会に付議する事項
- 七. 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長が事故等による支障があるときは、理事会であらかじめ定めた順序により他の理事がこれに代わり招集する。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員並びに理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長が事故等による支障があるときは、理事会であらかじめ定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第21条 社員総会は総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、次の事項は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを決議する。

- 一. 会員の除名
- 二. 監事の解任
- 三. 定款の変更
- 四. 解散
- 五. 前各号に掲げるもののほか、一般法人法及びこの定款で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項において他の正会員を代理人として議決権の行使をする場合における正会員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

3. 第1項の場合における第21条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第24条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事会が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議長は、前項の議事録に記名押印又は電子署名するものとする。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

一. 理事 3名以上

 監事 1名以上

二. 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって代表理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事は、正会員に所属する個人から選任する。
3. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
4. 監事は、当法人の理事を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参画する。

2. 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一. 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 二. 理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- 三. その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第27条に定めた員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事として、その職務を行わなければならない。

(解任)

第32条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第22条第2項の決議によらなければならない。

(報酬等)

第33条 役員には、その業務の対価として報酬を支給することができる。

2. 前項の額は、社員総会の決議により定める。
3. 役員には、その業務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の免除又は限定)

第35条 当法人は、一般法人法第111条第1項の役員等の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(アドバイザー)

第36条 当法人にアドバイザーを置くことができる。

2. アドバイザーは、理事会の決議によって、理事長が選任する。
3. アドバイザーには、その業務の対価として報酬を支給することができる。
4. 前号の額は、社員総会の決議により定める。
5. アドバイザーには、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(アドバイザーの職務)

第37条 アドバイザーは、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の事項を決議する。

- 一. 当法人の業務執行の決定
- 二. 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 三. 規約の制定、変更及び廃止に関する事項

四. 理事の職務の執行の監督

五. 理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一. 理事長が必要と認めたとき。

二. 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

三. 一般法人法第101条第2項の規定に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は一般法人法第101条第3項の規定に基づき、監事が招集をしたとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。

3. 理事長は、前条第3項第二号又は第三号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長が事故等による支障があるときは、理事会であらかじめ定めた他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、過半数の理事及び1名以上の監事が出席しなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会運営規程)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第49条 当法人は、会員及び役員並びに第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第50条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等を行う場合は、理事会の決議により基金取扱い規程を別に定める。

(基金拠出者の権利)

第51条 当法人は、第61条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2. 特別の事情のあるときは、前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができる。

3. 当法人に対する基金の拠出者の権利を他人に譲渡並びに質入及び信託しようとする

きは、理事会において、総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(基金の返還の手続)

第52条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

2. 前条第2項の基金の返還の手続については第50条に定める基金取扱い規程による。

(代替基金の積立)

第53条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 会計

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに事務局長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長が、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第55条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、直近の定時社員総会に提出し、または提供しなければならない。

一. 事業報告

二. 事業報告の附属明細書

三. 貸借対照表

四. 損益計算書(正味財産増減計算書)

五. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の定時社員総会において、前項第一号及び第二号についてはその内容を報告し、第三号乃至第五号については承認を受けなければならない。

3. 当法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第56条 当法人は資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2. 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第57条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計処理規程)

第58条 当法人の会計処理に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める会計処理規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第60条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法人法に基づく法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第61条 当法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第62条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとし、いかなる場合においても社員に分配できないものとする。

第9章 分科会等

(分科会等)

第63条 当法人は、その目的を達成するため、理事会の決議を経て、理事会の下部組織として分科会を設置することができる。

2 分科会には、委員長、副委員長を置き、委員長は理事会が選任し、副委員長は委員長が選定する。

3 委員長は、必要に応じ、分科会の下部組織として研究会を設置することができる。

第10章 事務局

(設置等)

第64条 当法人の事務局は、社員総会、理事会、分科会を補佐し、事務連絡、会計等庶務を掌るものとする。

2. 事務局は原則として理事の属する正会員がこれにあたるものとする。

3. 事務局には、理事会の承認を得て事務局員より選任した事務局長を置く。

4. 組織及び事務について必要な事項は、別途事務局運営規程に定めることができる。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第65条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第66条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(情報管理規程)

第67条 当法人の情報管理に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める情報管理規程による。

(電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程)

第68条 当法人の電子取引データの訂正及び削除の防止に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程による。

第12章 補則

(委任)

第69条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(特別の利益の禁止)

第70条 当法人は、当法人に財産を贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第71条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。

附則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

設立時社員 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
NTT都市開発株式会社
代表取締役 池田 康

設立時社員 広島市中区基町15番2-1号
株式会社サンフレッチェ広島
代表取締役 久保 雅義

設立時社員 広島市中区基町2番3号
株式会社中国放送
代表取締役 宮迫 良己

設立時社員 東京都新宿区西新宿一丁目2番1号
大成建設株式会社
代表取締役 相川 善郎

設立時社員 広島市中区東千田町二丁目9番29号
広島電鉄株式会社
代表取締役 仮井 康裕

設立時社員 広島市中区土橋町7番1号
株式会社中国新聞社
代表取締役 岡島 鉄也

設立時社員 広島市中区基町6番27号
株式会社広島バスセンター
代表取締役 及川 享

設立時社員 広島市中区橋本町5番11号
株式会社RCC文化センター
代表取締役 出田 秀

(以下省略)